

奈良県告示第三百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により、奈良市長仲川元庸から次のとおり近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 換地処分の年月日

令和四年二月二日

二 換地処分の内容

令和四年九月九日付け奈良県指令まち連第二号の三をもって認可した換地計画のとお
り